

地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業国庫補助要項

平成30年3月30日
文化庁長官決定

1. 趣旨

この要項は、美術館・歴史博物館が核となって実施する地域文化の発信や、子供や高齢者等あらゆる者が参加できるプログラム、学校教育等との連携によるアウトリーチ活動、新たな機能の創造等を支援するために必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業の種類と事業者

補助事業者は、構成員に美術館、歴史博物館又は美術系若しくは歴史系の部門を有する総合博物館（博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に基づく登録博物館若しくは同法第29条に基づく博物館相当施設、又は文化財保護法（昭和25年法律第214号）第53条第1項但し書きに基づく公開承認施設、その他、文化庁長官が認める施設。）を中核とする実行委員会とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、次に掲げる事業（これらの事業を実施する上で必要な調査研究を含む。）とする。

なお、日常的に行うことが予定されている博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示する等の事業については対象外とする。

(1) 地域文化の発信の核となる美術館・歴史博物館

- ア 美術館・歴史博物館の情報発信、相互連携
- イ ユニークベニューの促進
- ウ 地域のグローバル化拠点としての美術館・歴史博物館（多言語化による国際発信等）
- エ 地域に存する文化財を活用した地域共働の創造活動や地域の魅力の発掘・発信

(2) あらゆる者が参加できるプログラム及び学校教育や地域の文化施設等との連携によるアウトリーチ活動・人材育成

- ア 小・中・高等学校と連携した地域文化の担い手の育成（地域の子供を対象とした取組等）
- イ 大学と連携した国内外で活躍する文化人材育成プログラムの開発
- ウ 社会人ほか多様な対象者のための学習講座の実施
- エ 障がい者の芸術活動支援・鑑賞活動支援等の事業

(3) 新たな機能を創造する美術館・歴史博物館

- ア 観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等他分野との連携・融合による活動
- イ 文化財の新たな保存管理・活用の手法の開発

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

(1) 主たる事業費

- ア 地域文化の発信の核となる美術館・歴史博物館に要する経費
 - イ あらゆる者が参加できるプログラム及び学校教育や地域の文化施設等との連携によるアウトリーチ活動・人材育成に要する経費
 - ウ 新たな機能を創造する美術館・歴史博物館に要する経費
- (2) その他の経費
- 事務経費

5. 収入

補助事業の遂行により収入（補助金を前払，又は概算払いした場合の預金利子並びに仮設物及び不用財等の売払代等を含む。）を生じた場合は，その分を補助対象経費から差し引くものとする。

6. 補助金の額

補助金の額は，予算の範囲内において定額とする。

(別表1)

対象経費の区分		項	目	目の細分	説明
主たる事業費	ア 美術館・歴史博物館の情報発信, 相互連携 イ ユニークベニューの促進 ウ 地域のグローバル化拠点としての美術館・歴史博物館(多言語化による国際発信等) エ 地域に存する文化財を活用した地域共働の創造活動や地域の魅力の発掘・発信 オ 小・中・高等学校と連携した地域文化の担い手の育成(地域の子供を対象とした取組等) カ 大学と連携した国内外で活躍する文化人材育成プログラムの開発 キ 社会人ほか多様な対象者のための学習講座の実施 ク 障がい者の芸術活動支援・鑑賞活動支援等の事業 ケ 他分野との連携・融合による活動 コ 文化財の新たな保存管理・活用の手法の開発	事業費	賃金	作業員賃金	臨時に雇用する場合のみ
				会場整理等賃金	〃
				資料整理等賃金	〃
			共済費	〇〇賃金	〃
				社会保険料	本事業のために雇用された賃金職員の事業主負担分のみ
			報償費	福利厚生費	同上のうち, 健康診断に限る
				傷害保険料	ボランティア保険等
				〇〇保険料	危険作業を伴う等, 特に必要な場合に限る
			旅費	講師等謝金	補助事業者(構成員等を含む)は対象外
				指導謝金	
使用料及び借料	原稿執筆謝金	〇〇謝金			
	翻訳謝金				
	〇〇借料				
役務費	普通旅費	職員旅費			
	特別旅費	外部委員等旅費(招へい外国人を含む)			
	外国旅費	職員の外国旅費			
	外国人招聘旅費	外国人の招聘に要する航空賃等			
委託費	会場等借料	会場, 機材等借料			
	自動車等借上料				
	〇〇使用料				
	〇〇借料				
請負費	〇〇損料				
	保管料				
	通信運搬費				
需用費	広告料				
	作品保険料	輸送保険料, 火災保険料等			
	〇〇保険料				
事務費	手数料				
	雑役務費				
その他の経費	調査委託費	シンポジウム運営, 映像・録音記録等			
	〇〇委託費				
	〇〇請負費	会場設営等			
	消耗品費	単価が10万円(税込)以下のものに限る			
	印刷製本費				
事務経費	その他需用費				
	賃金	非常勤事務員賃金			
	〇〇賃金	臨時に雇用する場合のみ			
	共済費	社会保険料	〃		
	〇〇保険料	本事業のために雇用された賃金職員の事業主負担分のみ			
旅費	普通旅費	連絡旅費			
役務費	通信運搬費	振込手数料等			
需用費	手数料	写真撮影費等			
	雑役務費				
	消耗品費	単価が10万円(税込)以下のものに限る			
印刷製本費	報告書印刷費, コピー代等				
その他需用費					